

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の定めるところにより、岩国・大竹地区の石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害の発生及び拡大の防止等の措置を適切に実施するため、関係機関が実施すべき事務又は業務及び行動の基準を定めるとともに、相互の応援協力体制を確立する等総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 基本方針

第1項 計画の性格

特別防災区域においては、石油及び高圧ガス等の危険性の高い物質が大量に貯蔵され、取り扱われており、常に重大な災害が発生する危険性が内蔵されており、万一災害が発生した場合は油火災、ガス爆発等の特殊な災害となり、しかも大規模な災害となる可能性が極めて大きく、地域住民に甚大な被害を及ぼすのみならず、これら施設の多くが産業経済上の重要拠点でもあることから、社会的・経済的にも重大な影響を及ぼすことが考えられる。

この計画は、これら特別防災区域に係る災害の特殊性、重大性にかんがみ、関係機関の実施すべき防災対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項について定めるものである。

第2項 計画の策定方針

この計画は、次の基本方針により、特別防災区域に係る防災に関し、関係機関のとるべき措置等について定めるものであり、各機関は、この方針にそってそれぞれの立場からこの計画が有効かつ円滑に推進できるよう措置するものとする。

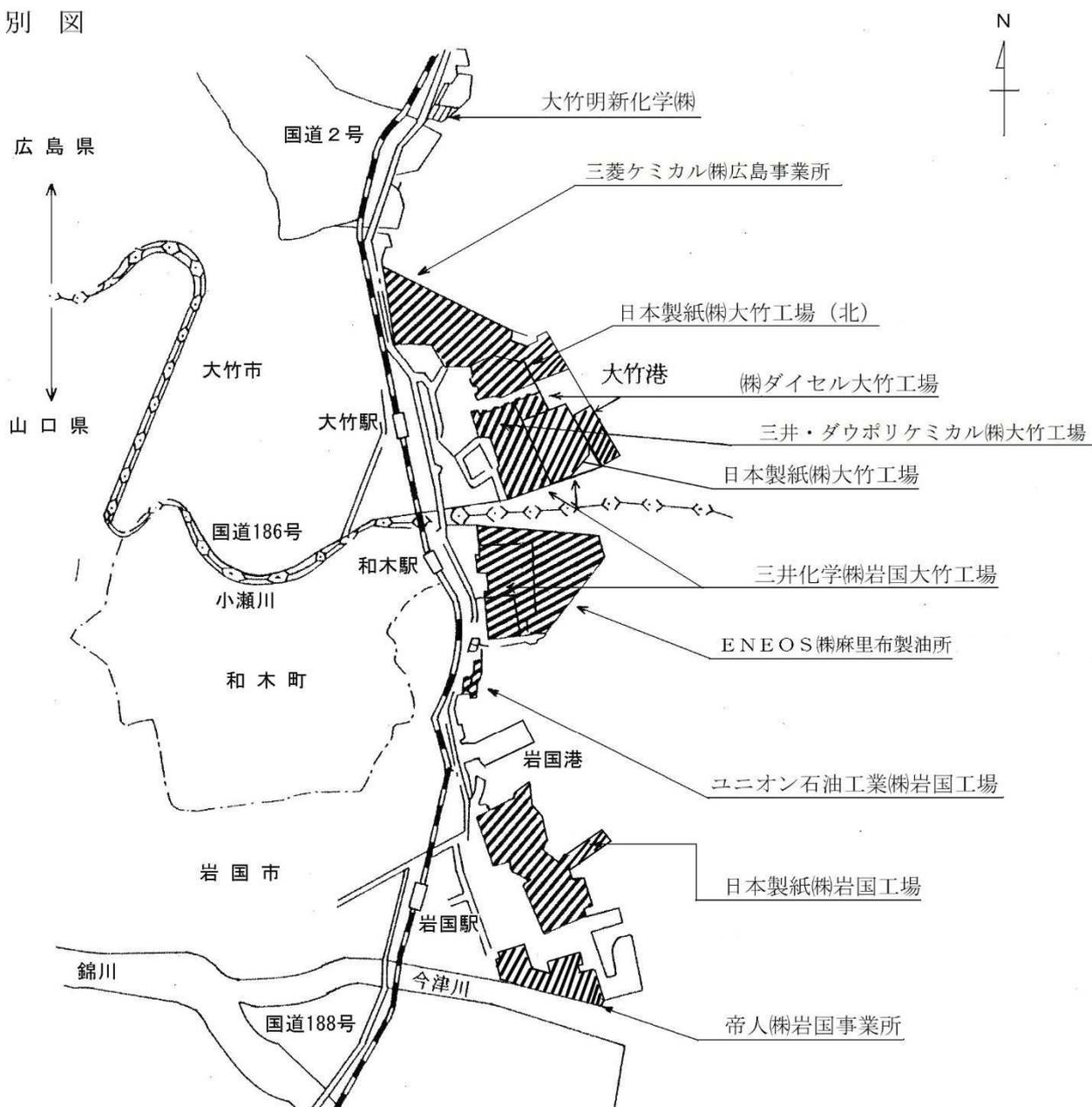
- 1 特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一次的責任を有することを十分に認識し、災害の防止及び応急措置に万全の対策を講ずること。
- 2 関係機関は、この計画が迅速・的確かつ円滑に実施できるようそれぞれ防災体制を整備し、広島県又は山口県の石油コンビナート等防災本部を通じて相互間の緊密な連携のもとに連絡協調を図ること。
- 3 災害防衛の主眼は、人的被害の防止に置き、住民等の安全対策を最優先すること。

第3節 特別防災区域の範囲

この計画の対象となる区域は、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により指定された次の岩国・大竹地区の特別防災区域であり、その面積は5,579,635.35㎡（大竹地区2,385,759.85㎡、岩国・和木地区3,193,875.50㎡）である。（位置は別図のとおり。）

- 1 広島県大竹市の区域のうち次の区域
 - (1) 明治新開及び東栄3丁目の区域
 - (2) 御幸町、東栄1丁目及び東栄2丁目の区域の一部
- 2 山口県玖珂郡和木町和木、5丁目及び6丁目の区域の一部
- 3 山口県岩国市の区域のうち次の区域
 - (1) 装束町1丁目、装束町6丁目及び新港町4丁目の区域の一部
 - (2) 飯田町1丁目から飯田町3丁目まで及び日の出町の区域の一部

別 図



第4節 特別防災区域の現況

第1項 自然環境

大竹市は、広島県の最西端に位置し、西南は小瀬川を隔てて山口県と相対し、北は中国山脈の支脈を負って、東は廿日市市に隣接し、東南は瀬戸内海に面している。

市域の大部分は、山地で占められ、平地は新開地が主体をなし、内陸部には小瀬川沿いの帯状平地、栗谷、松ヶ原地区の盆地状平地、谷和地区の高原性平地があるが、栗谷地区がやや大きいほかは、何れも規模は小さい。河川は市の西端を南流する小瀬川のほか、玖島川、恵川、大膳川、新町川などがある。

地質は、大部分が黒雲母花崗石から成り、土質もせき悪である。

海域の水深は20～30mで、玖波湾はやや浅く10～20m、また、小方から玖波にかけては10m以下の浅海が広がっている。潮流は、満潮時には南西に1ノット、干潮時には北東に1.5ノットの速さで流れるぐらいで船舶の航行には影響はない。

年間平均気温は15.8℃、年間降水量は1,644mmで瀬戸内式気候に属するが、中国山地が近いため広島市周辺に比較し、気温格差がやや大きく降雨も多い。

岩国市及び和木町は、山口県の東端に位置し、小瀬川を隔てて広島県大竹市及び廿日市市と相対している。市の西北に島根県吉賀町、西に周南市、南西に光市、南に柳井市及び田布施町に隣接している。東側は瀬戸内海に面している。

市、町域の大部分は山地で占められているが、錦川、その支流の門前川、今津川と県境である小瀬川沿いに沖積平野が形成されており、加えて埋立により平坦地が形成され、市街地、工業用地として利用されている。

河川は、錦川、門前川、今津川及び小瀬川がおおむね南流している。

海は内海であるため比較的穏やかで、岩国港は重要港湾に指定され、湾内の水深は深く、岸壁、荷揚場等が整備され、大型船舶の入港も容易である。

位置、地勢等には比較的恵まれているため、気候は一般的に平温かつ温暖で、平年の年間平均風速は1.3m/秒、風向は北が多く、年間降水量は1,770mmである。

第2項 開発の経緯

大竹市は、古くは和紙生産、鱒網漁などを中核とし、これを背景として各種産業が発展し、昭和8年には三菱レイヨン(株) (現 三菱ケミカル(株)) の前身である新興人絹(株)が誘致され、化学工業の拠点となる契機がつけられた。

第2次世界大戦中は、海兵団や海軍潜水学校が設けられ、一時海軍の重要な基地となったが、戦後は、軍事的要素は一掃されて日本経済の復興とともに平和産業としての重化学産業が誘致される気運が醸成された。

昭和29年、市制が施行されて以来、市の積極的な工業都市建設計画の推進により、三菱ボンネル(株)、日本紙業(株) (現 日本製紙(株))、三井化学(株)、三井・デュボンポリケミカル(株) (現 三井・ダウポリケミカル(株))、ダイセル化学工業(株) (現 (株)ダイセル)、三井東圧化学(株)の6社が誘致され、既存の三菱レイヨン(株)、大竹紙業(株)を含む8工場が沿岸部に立地した。

その後、三菱レイヨン(株)と三菱ボンネル(株)が合併、また、昭和45年、三菱レイヨン(株)の敷地内に日東化学工業(株) (平成10年10月1日 三菱レイヨン(株)と合併)が誘致され、西隣りの岩国市とともに重要な臨海工業地帯の一角として発展した。しかしながら、三井東圧化学(株)は昭和61年3月末に撤退し、その跡地に、戸田工業(株)、中国塗料(株)、明新産業(株)及び大竹化学(株)が進出し、平成9年3月に明新産業(株)及び大竹化学(株)は合併し、大竹明新化学(株)に、平成17年7月には大竹紙業(株)が三島製紙(株)に社名変更し、平成20年4月に日本大昭和板紙西日本(株)と経営統合され、日本大昭和板紙(株) (現 日本製紙(株)) となり、現在に至っている。

岩国市は、明治30年に山陽鉄道 (現 JR山陽本線) の開通により交通はとみに便利となり、大正末期から昭和初期にかけて豊かで良質な錦川の水を基盤として、近代化学工業が立地するに及び、藩制時代の遺産である大干拓地と相まって、まず大正15年、帝国人造絹絲(株) (現 帝人(株)) が、昭和12年には東洋紡績(株) (現 東洋紡(株))、同14年には山陽パルプ(株) (現 日本製紙(株)) が相次ぎ工場を建設し、農村が一躍工業都市へと変貌した。

戦後はいち早く平和産業への転換をみて、戦前をしのぐ活況を呈し、特に旧陸軍燃料廠跡地には三井化学㈱が誘致され、既存工場とともに工業都市としてますます発展の途上にある。

和木町は、農業と海苔の生産が主な産業であったが、明治39年現在の日本大昭和板紙西日本㈱の前身ができ、昭和15年に陸軍燃料廠、続いて隣接地に興亜石油㈱が設立され、これらは戦時中の空襲で廃墟と化した。戦後の昭和24年に興亜石油㈱麻里布製油所(現 ENEOS ㈱麻里布製油所)の操業が再開され、昭和31年には三井化学㈱岩国大竹工場が陸軍燃料廠跡に進出し、石油コンビナート地帯として一躍脚光を浴びるに至った。

第3項 特別防災区域に隣接する市街地形成

特別防災区域は、大竹市・和木町及び岩国市の臨海部に位置し、JR山陽本線、国道2号によって一部市街地とは分断されているが、大部分は住宅地に接している。

1 人口

大竹市の人口は、令和7年10月1日現在12,741世帯、25,040人で、このうち特別防災区域に隣接する玖波1、2丁目、港町1、2丁目、黒川1丁目、御幸町、立戸4丁目、北栄、西栄2、3丁目、東栄1～3丁目、南栄2、3丁目には2,993世帯、5,608人が居住し、全人口の22.4%を占めている。

岩国市の人口は、令和7年10月1日現在64,316世帯、123,016人で特別防災区域に隣接する川口町、三笠町、元町、昭和町、飯田町、桂町、日の出町、立石町1丁目、新港町及び装束町に5,114世帯、9,476人が居住し、全人口の7.7%を占めている。

和木町の人口は、令和7年10月1日現在2,564世帯、5,634人で特別防災区域に隣接する和木4丁目の14及び5丁目に314世帯、696人が居住し、全人口の12.4%を占めている。

2 公共施設の状況

(1) 道路施設

大竹地区の特別防災区域の西側をJR山陽本線に平行して国道2号が南北に走り、北は広島市、南は岩国市に連絡している。特別防災区域に通ずる道路としては、国道2号に連絡して市道立戸小島新開線、北小島大竹港線及び大竹臨港線が大竹港の沿岸部に走り、同地域の産業道路としての役割を果たしている。

岩国・和木地区の特別防災区域の西側をJR山陽本線に平行し国道2号が北から大竹市、小瀬川を経て、和木町、岩国市に通じ、岩国市を分岐点とし岩国市、周南市を結ぶ国道188号が瀬戸内海沿岸沿いに走って柳井市に通じ、岩国市、島根県益田市を結ぶ国道187号が、錦川清流線に平行して走り島根県吉賀町に通じている。また、岩国市、周南市を結ぶ県道岩国玖珂線もあり、さらに、平成4年6月には山陽自動車道が開通し、岩国市は道路交通の拠点となっている。また、平成19年3月には岩国南バイパスが岩国市山手町から藤生町まで暫定2車線で開通した。

(2) 鉄道

大竹市域には、大竹地区の特別防災区域の西側をJR山陽本線が南北に走り、南に大竹駅、北に玖波駅がある。

岩国・和木地区の特別防災区域の西側を海岸線にほぼ沿ってJR山陽本線が南北に走り、和木駅、岩国駅の2駅がある。また、岩国駅を基点とし内陸部にJR岩徳線及び錦川鉄道㈱の錦川清流線が走り、JR岩徳線は周南市に通じている。

(3) 港湾施設の状況

大竹港は、第2次世界大戦時における軍用港湾(2か所)をそのまま引き継いだもので、昭和24年地方港湾として指定を受けて以来、飛石、小万里の港湾施設を加え、さらに近年、化学工業製品などの荷役に対応する港湾施設が東栄地区に整備され、大型船舶の接岸も可能となっている。

重要港湾岩国港は、水深は深く、港湾施設も整備され、大型船舶、大型タンカーの入港が容易である。装束地区、室の木地区は一般貨物を、新港地区はコンテナ貨物をそれぞれ取扱う物流関連ゾーンとして施設整備を行い、機能分担を図っている。

(令和7.10.1.現在)

港名	所有	外かく施設						けい留施設						水域施設				
		防波堤 (m)	防砂堤 (m)	防潮堤 (m)	導流堤 (m)	護岸 (m)	計 (m)	大型船			小型船				計 (m)			
								岸壁 (m)	浮さん橋 (m)	さん橋 (m)	小計 (m)	物揚場 (m)	浮さん橋 (m)			さん橋 (m)	小計 (m)	
大竹港	県有	692		1,838	60	4,351	6,941	1,364	39			1,403	583	43		626	2,029	64,400
	民有								380		380				89		469	78,000
	その他					260	260											
	計	692		1,838	60	4,611	7,201	1,364	39	380	1,783	583	43		715	2,498	142,400	
岩国港	県有 (岩国市所有(内数))	4,647 (280)	34	4,233	637	7,142 (408)	16,693 (688)	2,235 (425)			2,235 (425)	3,047	266	155 (49)	3,468	5,703	364,898	
	民有	851	430		206	5,199	6,686	871		1,524	2,395	570		200	770	3,165	192,800	
	その他			7,309		2,368	9,677							30	30	30		
	計	5,498	464	11,542	843	14,709	33,056	3,106		1,524	4,630	3,617	266	385	4,268	8,898	557,698	

(4) 文教施設

大竹地区の特別防災区域の近隣には、小学校、中学校各3校、高等学校1校、幼稚園1園、保育所3所、認定こども園3園、小規模保育園1園、特別支援学校1校がある。

岩国・和木地区の特別防災区域の近隣には、小学校7校、中学校4校、高等学校1校、幼稚園3園、保育所8所、認定こども園5園がある。

(令和7.10.1現在、※令和7.5.1現在)

地区	名 称	児童・生徒数(人)	敷地面積(m ²)	所 在 地
大竹地区	大竹小学校	651	27,970	大竹市白石2丁目1-1
	大竹中学校	301	31,650	〃 白石1丁目8-1
	小方小学校	370	42,935	〃 小方ヶ丘1-1
	小方中学校	238		
	玖波小学校	83	20,535	〃 玖波7丁目1-1
	玖波中学校	45	28,744	〃 玖波4丁目12-1
	大竹高等学校	491	44,143	〃 白石1丁目3-1
	大竹中央幼稚園	89	3,135	〃 油見1丁目16-14
	大竹保育所	85	1,708	〃 本町1丁目4-8
	玖波 〃	30	1,983	〃 玖波5丁目8-5
	知恩保育園	60	1,560	〃 玖波3丁目11-12
	ひまわりさかえこども園	154	1,839	〃 西栄1丁目12-23
	小方認定こども園	128	3,558	〃 小方1丁目11-1
	フルムーンインターナショナルこども園おおたけ	116	1,984	〃 東栄1丁目8-33
	こぐま園	10	443.16	〃 油見1丁目15-8
	広島西特別支援学校	20	3,089	〃 玖波4丁目6-10
岩国・和木地区	小瀬小学校	※7	8,511	岩国市小瀬288-1
	麻里布 〃	※738	23,964	〃 山手町1丁目7-41
	川下 〃	※433	15,365	〃 車町1丁目1-43
	愛宕 〃	※432	15,914	〃 尾津町1丁目1-11
	東 〃	※429	32,781	〃 三笠町2丁目1-9
	麻里布中学校	※345	25,243	〃 室の木町2丁目7-11
	川下 〃	※448	24,198	〃 中津町2丁目22-25
	東 〃	※198	32,781	〃 三笠町2丁目1-9
	岩国商業高校 定時制東分校	114	1,641	〃 日の出町1-60
	岩国東幼稚園	188	2,272	〃 三笠町2丁目2-16
	川下 〃	103	792	〃 楠町3丁目2-30
	今津 〃	23	656	〃 今津町5丁目2-9
	むろのき 〃	103	2,083	〃 室の木町2丁目5-7

地区	名 称	児童・生徒数 (人)	敷地面積 (m ²)	所 在 地
岩 国 ・ 和 木 地 区	岩国めぐみ幼稚園	54	758	岩国市元町2丁目8-8
	法 寿 〃	26	745	〃 車町1丁目9-22
	岩国聖母 〃	36	1,377	〃 砂山町2丁目9-19
	かわしも保育園	69	1,291	〃 中津町2丁目7-20
	ひがし 〃	121	2,378	〃 桂町2丁目4-56
	万行寺 〃	67	933	〃 楠町3丁目7-21
	麻里布 〃	51	533	〃 立石町3丁目3-24
	ひかり 〃	19	716	〃 小瀬294-4
	称光寺 〃	93	493	〃 今津町6丁目13-13
	あさひ 〃	60	818	〃 旭町1丁目1-1
	えきまえ 〃	88	1,489	〃 麻里布町7丁目1-5
	和木小学校	359	14,985	玖珂郡和木町和木1丁目13-1
	和木中学校	187	16,192	〃 〃 2丁目5-2
	和木こども園	180	3,997	〃 〃 2丁目4-1

(5) 岩国基地

岩国飛行場は、本市臨海部のほぼ中央にあたる錦川河口の三角州にあり、面積は約7,926(千)m²に及んでおり、現在基地には米海兵隊第1海兵航空師団及び海上自衛隊第31航空群ほかが在駐している。

所在地 岩国市三角町

面積 岩国飛行場提供面積 約7,893(千)m² (内岩国市約7,892(千)m²)

自衛隊専用区域 約33(千)m²

計 7,926(千)m²

主要施設の概況

滑走路	延長	8,000 フィート (約2,440m)
	幅	200 フィート (約60m)
コンクリート舗装 (一部アスファルト舗装)		
オーバーラン	延長	2,000 フィート (約600m)
	幅 (北側)	200 フィート (約60m)
	幅 (南側)	150 フィート (約45m)

誘導路

ハリアーパット 1,937m² (30m×30m 誘導路)

エプロン

飛行艇陸揚場

関連施設

祖生通信所 (岩国市周東町祖生、岩国市通津) 提供面積 約24(千)m²

第4項 特定事業所の立地状況等

1 特定事業所の立地

岩国・大竹地区の特別防災区域には、大竹地区に4事業所、岩国・和木地区に5事業所（内1事業所は両地区にまたがる）の10事業所が立地している。

地区名	事業所別	事業所名	所在地	業態	主要製品 (年間生産能力)
大竹地区	第1種 (レイアウト)	三菱ケミカル(株) 広島事業所 〔テクノUMG(株) 大竹事業所〕	(〒739-0693) 大竹市御幸町20番1号 (")	合成繊維及び樹脂製造業 (樹脂製造業)	アクリル繊維 18,000 t アクリル樹脂成形材料 14,000 t メタクリル酸、 メタクリル酸メチル 217,000 t アクリロニトリル 90,000 t アセトンシアンヒドリン 68,000 t 炭素繊維 3,900 t (ABS樹脂成形材料) 65,200 t
	第1種 (レイアウト)	(株)ダイセル 大竹工場	(〒739-0601) 大竹市東栄2丁目1番4号	石油化学工業	過酢酸誘導体 19,000 t 酢酸エステル類 96,000 t アセテート・トウ 69,000 t
	第1種 (レイアウト)	三井化学(株) 岩国大竹工場 (大竹側) 〔三井・ダウポリケミカル(株)大竹工場〕 〔前田工織産資(株)大竹事業所〕	(〒739-0601) 大竹市東栄2丁目1番21号 (") ["]	石油化学系基礎製品製造業 (") 〔合成樹脂製品の製造・加工〕	メチル・イソブチル・ケトン 24,000 t メチル・イソブチル・カルビノール 触媒 350 t (高圧法ポリエチレン及びイマイ樹脂) 75,000 t ガス用ポリエチレン管 9,000 t ガス用ポリエチレン管継手 140万個 金属継手用部材 70万個
	第2種	日本製紙(株) 大竹工場	(〒739-0601) 大竹市東栄2丁目1番18号	紙パルプ製造業	高級白板紙 50,000 t 段ボール原紙 220,000 t 洋紙 100,000 t
	第2種	大竹明新化学(株)	(〒739-0652) 大竹市明治新開1番地7	合成樹脂ワニス及び有機化学品製造	塗装用合成樹脂ワニス 23,900 t 化成品 1,100 t 受託加工品 700 t

() []内の数値は、外数を示す。

(令和 7. 10. 1 現在)

資本金 (百万円)	従業員数				面積		立地年月
	総数 (人)	昼間 (人)	夜間 (人)	休日 (人)	敷地 (m ²)	建物 (m ²)	
53,229	1,359	1,044	105	105	867,766	268,665	昭9. 8
(3,000)	(119)	(62)	(19)	(19)		(23,447)	(平14. 4)
36,275	476	368	27	27	481,303	81,187	昭37. 5
103,226	181	130	17	17	303,644	28,262	昭37. 5
(6,480)	(88)	(55)	(7)	(7)	(62,223)	(15,305)	(昭37. 2)
[400]	[120]	[101]	[9]	[15]	[31,006]	[8,806]	[平20. 4]
104,873	246	184	31	31	464,000	117,323	昭34. 4
84	64	50	6	4	15,578	8,746	昭61. 10

地区名	事業所別の種類	事業所名	所在地	業態	主要製品 (年間生産能力)
岩国市 和木地区	第1種 (レイアウト)	E N E O S 株式会社 麻里布製油所	(〒740-0061) 玖珂郡和木町和木6丁目1番1号	石油製品製造業	揮発油、ナフサ、ベンゼン、キシレン、トルエン、ジェット燃料、灯油、軽油、重油、硫黄、石油コークス、液化石油ガス(原油処理能力 20,193kL/D)
	第1種 (レイアウト)	三井化学株式会社 岩国大竹工場	(〒740-0061) 玖珂郡和木町和木6丁目1番2号	石油化学系基礎製品製造業	ポリメチルペンテン 13,000 t メタパラクレゾール 24,000 t
	第1種	ユニオン石油工業株式会社 岩国工場	(〒740-0001) 岩国市装束町1-5-19	潤滑油製造業	潤滑油 120,000 kL
	第2種	日本製紙株式会社 岩国工場	(〒740-0003) 岩国市飯田町2丁目8番1号	紙・パルプ製造業 プラスチック製造業	製紙パルプ 648,000 t 上質紙 171,600 t コート紙 435,600 t 次亜塩素酸ナトリウム 540 t 木材化学製品 24,000 t プラスチック(接着剤) 19,800 t
	第2種	帝人株式会社 岩国事業所 (帝人ファーマ株式会社) 岩国事業所 [ユニセル株式会社] 岩国工場 {帝人エンジニアリング株式会社} 岩国事業所 <帝人リゾネット株式会社> 岩国ファクトリー	(〒740-8511) 岩国市日の出町2-1 () [] { } < >	化学繊維製造業 (医薬品・医療用機械器具製造業) [不織布製造業] {一般機械器具製造業} <再生医療等製品製造業>	メタ型アラミド繊維 2,700 t (骨粗鬆症治療剤、気道潤滑去痰剤、高尿酸血症・痛風治療剤、酸素濃縮器等医療機器) 13.9億錠 40,000台 [不織布] 1,200 t {シェル&チューブ熱交換器} 1,500 t <再生医療等製品> —

() [] { } < > 内の数値は、外数を示す。

(令和 7. 10. 1 現在)

資本金 (百万円)	従業員数				面積		立地年月
	総数 (人)	昼間 (人)	夜間 (人)	休日 (人)	敷地 (m ²)	建物 (m ²)	
13,940	446	359	30	30	655,406	43,964	昭 18. 12
103,226	618	472	49	49	688,248	111,051	昭 33. 4
64	90	72	6	6	37,610	3,149	昭 36. 10
104,873	538	410	64	64	932,110	370,057	昭 21. 11
71,833	287	251	12	12	579,011	112,197	昭 2. 1
(10,000)	(547)	(506)	(41)	(0)		(27,964)	(平 14. 4)
[10]	[59]	[41]	[9]	[9]		[9,459]	[昭 60. 3]
{475}	{86}	{86}	{0}	{0}		{11,788}	{平 25. 4}
<100>	<30>	<30>	<0>	<0>		<2,312>	<令 5. 8>

第5節 関係機関の事務又は業務の大綱

関係機関が石油コンビナート等災害防止法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、特別防災区域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1項 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導をするとともに、防災対策が有効かつ適切に行われるようその所掌事務について県及び関係市町に対し勧告、指導、助言を行うものとする。

- 1 中国四国管区警察局
 - (1) 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣
 - (2) 他管区警察局との連携
 - (3) 関係機関との協力
 - (4) 情報の収集及び連絡
 - (5) 警察通信の運用
 - (6) 津波警報の伝達
- 2 広島労働局、山口労働局
 - (1) 特定事業所の建設物、設備等の新設若しくは移転又は変更に係る計画の届出並びに審査
 - (2) 特定事業所に対する立入検査
 - (3) 特定機械の検査
 - (4) 安全衛生管理組織の整備並びに各種作業基準の作成指導
 - (5) 安全衛生教育の指導
 - (6) 災害時の報告の徴収、情報の収集及び災害原因の調査
- 3 中国四国産業保安監督部
 - (1) 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - (2) 特定事業所に対する立入検査
 - (3) 高圧ガス施設等を設置する特定事業者に対する保安確保に関する指導監督
 - (4) 保安教育の指導
 - (5) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- 4 中国地方整備局
 - (1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - (2) 地方公共団体等から要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
 - (3) 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言
 - (4) 災害に関する情報の収集及び伝達
 - (5) 災害時における交通確保
 - (6) 海洋の汚染の防除
 - (7) 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所等に対する立入検査
- 5 第六管区海上保安本部
 - (1) 海上災害の予防啓発
 - (2) 海上における被害者の救助及び援助
 - (3) 海上災害の防御活動
 - (4) 海上災害に係る船舶の安全確保
 - (5) 情報収集、伝達及び災害原因調査
 - (6) 災害広報

- (7) 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所等に対する立入検査
- (8) 防災資機材の備蓄及び整備
- (9) 海上防災訓練の指導及び実施

第2項 自衛隊

災害派遣要請者からの要請に基づき、防災活動を実施するものとする。

- (1) 救出及び救急の支援
- (2) 消防活動の支援
- (3) 道路の応急啓開
- (4) 人員、救助物資及び防災資機材等の緊急輸送の支援
- (5) その他、自衛隊の能力で対処可能な事項

第3項 県

広島県及び山口県は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導をするとともに、この計画に基づいて関係機関が実施する防災対策が総合的かつ効果的に行われるよう総合調整を行うものとする。

- (1) 石油コンビナート等防災本部に関する事務
- (2) 特定事業所に対する立入検査
- (3) 危険物、高圧ガス施設・設備等の保安管理の指導監督
- (4) 保安教育の指導
- (5) 公共施設の整備及び保全
- (6) 医療、救護
- (7) 防災資機材の備蓄調達、あっせん及び輸送
- (8) 災害応急措置
- (9) 自衛隊の災害派遣要請
- (10) 情報の収集、伝達及び災害原因調査

第4項 県警察

県警察は、関係機関と緊密な連携のもとに警察活動を実施し、公共の安全と社会秩序の維持を図るものとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握及び事故原因の調査
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (6) 行方不明者の捜索及び死体の検視・調査
- (7) 危険箇所の警戒、住民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第5項 関係市町

関係市町（大竹市、岩国市、和木町、岩国地区消防組合）は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、関係機関の協力のもとに、有効かつ適切な防災対策を実施するものとする。

- (1) 情報の収集、伝達
- (2) 避難所の確保
- (3) 避難の指示及び誘導
- (4) 被災者の救助
- (5) 災害広報
- (6) 医療、救護
- (7) 緊急輸送の確保

(消防機関)

- 1 危険物施設・設備等の保安全管理の指導監督
- 2 防災施設・資機材等の整備及び維持管理の指導監督
- 3 特定事業者が設置する自衛防災組織及び共同防災組織の育成、指導
- 4 防災教育及び保安教育の指導
- 5 防災訓練の実施
- 6 火災等の災害防御活動
- 7 警戒区域の設定、立入制限、退去の指示
- 8 被災者の救出及び救護
- 9 災害広報
- 10 防災資機材の備蓄及び整備
- 11 情報の収集、伝達及び被害状況の調査並びに災害原因調査

第6項 関係公共機関

次に掲げる関係公共機関は、この業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて特別防災区域に係る防災活動に積極的に寄与するものとする。

- 1 中国経済産業局
 - (1) 特定事業者に対する防災のための必要な資金のあっせん
 - (2) 防災資機材の調達及びあっせん
- 2 NTT西日本株式会社山口支店
 - (1) 防災活動の実施に必要な通信施設・設備の確保及び優先利用措置
 - (2) 公衆通信施設の応急復旧
- 3 日本赤十字社広島県支部、日本赤十字社山口県支部、（一社）広島県医師会、（一社）山口県医師会
医療、救護
- 4 日本放送協会広島放送局
気象予警報及び災害情報等の広報
- 5 日本通運株式会社下関支店
防災用物資の貨物自動車による輸送の確保
- 6 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
 - (1) 防災活動の実施に必要な緊急保安電力の確保
 - (2) 電力施設の応急復旧
 - (3) 感電事故防止の処置及び広報

第7項 特定事業者

特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一次的責任を有することを自覚するとともに、石油コンビナート等災害防止法その他関係法令を遵守し、保安管理体制の強化、自衛防災組織等の整備を行い、相互に連携共同して一体的な防災体制の確立を図るものとする。

- (1) 施設・設備の維持改善及び自主点検の徹底
- (2) 安全操業の確保及び労働安全の徹底
- (3) 防災施設・資機材等の整備及び維持管理
- (4) 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の整備
- (5) 異常現象発生時の通報連絡体制の整備
- (6) 防災教育及び保安教育の実施
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 事業所間の相互応援体制の確立
- (9) 緊急時の応急措置の実施
- (10) 火災等の災害防御活動
- (11) 災害広報

第8項 その他の関係機関

その他関係機関は、その業務を通じて自ら又は石油コンビナート等防災本部長の要請に基づいて、防災活動に寄与するよう努めるものとする。